六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
貝生川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを結んだ線（標柱二十号と二十一号については、昭和五十六年建設省告示第五十号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）、標柱二十一号と二十二号を一級河川貝生川左岸境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と二十二号を町道海生中平線道路境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤
字西沢　一〇三六番一　一号
字上ノ平　八一七番一　二号
字高畑二　八〇六番二　三号
八〇五番二　十五号
八〇六番一　十六号
八〇一番二　十七号
八〇一番一　十八号
七九二番　十九号
字頭梨　八六八七番一　四号から十四号まで
字高畑一　七八五番一　二十号
字鳥越　一一一一番一　二十一号
地先河川敷
字小屋坂　一〇八八番三　二十二号

○国土交通省告示第四百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年五月二十三日
国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
前ノ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県山形市大字妙見寺
字前ノ沢　五〇七番　一号
五一八番一　三号
五二〇番五　四号及び五号
一六〇七番一　六号
五一一番一　七号
五一〇番一　八号
字長峯　五五四番一　二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
地の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西村山郡大江町大字月布
字ヘメクリ　一二二番三〇　一号
一二二番三三　二号
六三四番三　三号
六三四番六〇　四号及び五号
一二二番三四　九号から十三号まで
字大野背　五八六番一　六号
字地ノ沢　五八五番八　七号及び八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
槍山沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西村山郡大江町大字**槍**山
字堰ノ上　六五〇番三　一号及び二号
字小入間　四四二番五　三号
四四二番二　九号
四四八番　十号
四四九番　十一号
字西ノコキ　四四一番一　四号及び五号
四三一番二　六号
四三〇番　七号
七八六番一　八号

○環境省告示第四十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年五月二十三日
環境大臣　山本　公一

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　株式会社かんでんエンジニアリング
ロ　住所　大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　畑中　利勝

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ　滋賀県大津市南郷三丁目字師匠野六百二十五番、六百四十一番三、六百三十番及び六百四十一番並びに字平津東山六百七十番四
ロ　滋賀県近江八幡市上田町字下西ノ久保九百六十四番一及び馬淵町字横田中嶋千九百十四番二
ハ　滋賀県甲賀市水口町笹が丘一番八
ニ　京都府久世郡久御山町林八幡講四十三番
ホ　京都府綾部市上八田町柘榴迫二番一、菜ケ戸一番、荒崩一番一及び戸田十八番一
ヘ　大阪府大阪市北区中津二丁目三番七
ト　大阪府大阪市中央区高津一丁目五番一
チ　大阪府大阪市住之江区北加賀屋五丁目三十番
リ　大阪府高槻市大字萩谷八番一
ヌ　大阪府箕面市大字粟生間谷二千八百九十七番四及び二千八百九十七番五
ル　大阪府柏原市大字雁多尾畑三千六百五十一番一
ヲ　大阪府堺市北区北長尾町七丁二百七十四番
ワ　奈良県葛城市疋田六百六十八番一
カ　奈良県生駒郡安堵町大字窪田六百三十四番
五、七百三十四番二及び千百三十九番一
ヨ　長野県木曽郡大桑村大字殿九百四十二番一
タ　長野県木曽郡南木曽町読書三千六十六番
レ　岐阜県大野郡白川村大字椿原字水上百十一番、字北浦百十五番並びに字家ノ高百十九番一及び百二十番二
ソ　福井県三方郡美浜町新庄百五十七号上関屋一番並びに百五十八号三反田六番、十四番、二十四番一、三十五番、四十三番及び四十四番
ツ　富山県南砺市祖山字下平六百九十四番
ネ　兵庫県尼崎市塚口本町八丁目一番
三　無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
平成二十九年三月二十八日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ニ　滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課
ホ　滋賀県東近江環境事務所
ヘ　大津市環境部産業廃棄物対策課
ト　大津市役所南郷市民センター
チ　近江八幡市市民部環境課
リ　近江八幡市安土町総合支所住民課
ヌ　京都府環境部循環型社会推進課
ル　久御山町民生部環境保全課
ヲ　大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課
ワ　大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ
カ　高槻市産業環境部資源循環推進課
ヨ　高槻市行政資料コーナー
タ　箕面市みどりまちづくり部環境動物室
レ　奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課
ソ　奈良県景観・環境総合センター
ツ　葛城市市民生活部環境課
ネ　長野県環境部資源循環推進課
ナ　長野県木曽地域振興局環境課
ラ　大桑村住民課防災環境係
ム　岐阜県環境生活部廃棄物対策課
ウ　岐阜県飛騨県事務所環境課廃棄物対策係
ヰ　白川村役場総務課環境係

○環境省告示第四十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年五月二十三日
環境大臣　山本　公一